

愛知中部水道企業団 監査公表第5号

愛知中部水道企業団監査委員条例第3条の規定に基づき実施した臨時監査の結果について、同第6条の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和5年3月16日

愛知中部水道企業団

監査委員 都 築 一 浩

監査委員 大橋 ゆうすけ

- | | |
|------------|---|
| 1 監査の対象 | みよし市三好町前田地内信号設備復旧工事 R4 |
| 2 監査期日 | 令和5年3月16日 |
| 3 監査の重点 | 監査の対象を地方自治法第2条第2項、第7項及び第16項の規定に基づき、事務の処理を重点に臨時監査を実施した。 |
| 4 監査の方法 | 関係書類の提出を求め、質問を加えながら実施した。 |
| 5 出席を求めた職員 | 次長（管理） 次長（技術） 配水課長 配水課課長補佐 |
| 6 監査の結果 | 損害賠償の額の決定については、愛知中部水道企業団の設置等に関する条例第6条に抵触しており、議決を欠いた執行行為は原則的に無効状態といえる。無効状態となっている部分については回復すべきと意見する。 |